

青少年愛護条例が 改正されました

インターネット上の有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、兵庫県の青少年愛護条例が改正されました。

インターネット上の有害情報への対応強化に関する規定は、平成21年7月1日から施行されます。保護者の方に関する主な改正点は下記のとおりです。



▲ 神戸市立六甲アイランド高等学校
芸術系美術・デザインコース 富坂 真帆(3年)



保護者の義務

青少年のインターネットの適切な利用についての保護者の取組

保護者は、青少年(18歳未満の人)が利用するパソコン等の端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければいけません。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければいけません。

青少年の携帯電話について、原則フィルタリング^{※1}を利用すること **新規**

保護者は、青少年が使用する携帯電話インターネットの利用契約に際して、**正当な理由^{※2}**があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができますが、正当な理由を記載した書面を提出しなければいけません。

▶^{※1} フィルタリングとは…?

子どもたちが、安全に安心して携帯電話を使用できるように、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイトなどへのアクセスを制限できる機能です。

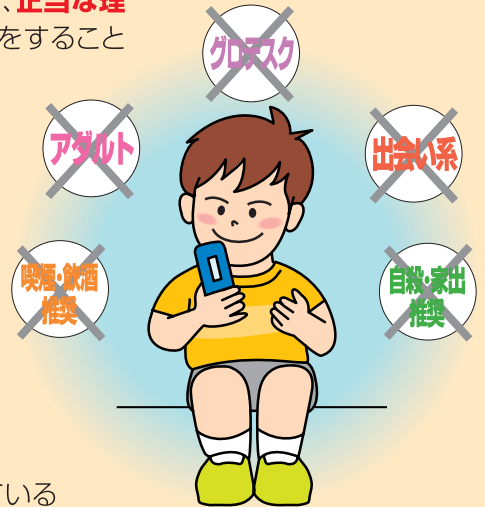
→フィルタリングにより制限できるサイトの例

- アダルトサイト、グロテスクサイト、出会い系サイト、喫煙・飲酒等推奨サイト、自殺・家出推奨サイト

▶^{※2} 正当な理由とは…?

次のような場合です。

- ① 携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の業務に著しい支障を生ずる場合
- ② 携帯電話インターネット接続サービスの提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングを利用することでその青少年の日常生活に著しい支障を生ずる場合
- ③ 保護者が、携帯電話事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とするサービスを利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにする場合



出典：兵庫県企画県民部県民文化局青少年課「青少年愛護条例のあらまし」リーフレット
改正の詳細については、兵庫県青少年課のホームページへ http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/org_ac12.html

参考

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)も平成21年4月1日から施行されています。
法律の概要については、内閣府のホームページへ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

青少年 守ろう 伸ばそう 地域から

神戸市青少年育成協議会・神戸市・兵庫県警察本部